

## 契約書と印紙税

### 1. 印紙税

印紙税法上、契約書が課税文書に該当する場合には収入印紙を契約書に貼付する必要があります。

納付すべき印紙税を課税文書の作成時までに納付しなかった場合は、その印紙税の額の3倍に相当する過怠税が徴収されます（印紙税法 20 条 1 項）。ただし、調査を受ける前に自主的に不納を申し出たときは 1.1 倍に軽減されます（同 2 項）。

なお、電子契約の場合は、現行法の解釈では、印紙税は課されません。これは、課税文書の「作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある」（同法 3 条）とされているのですが、「作成」とは、通達を解釈すれば、紙媒体の書面に記載して交付することをいうため、電子データの送信は「作成」に該当しないからです。もっとも、今後、解釈の変更や法改正等の可能性が予測できます。

### 2. 課税対象となる文書

- (1) 原則として、印紙税法別表第一に記載されている文書に該当する場合は、印紙税が課されます。

ただし、別表第一の非課税物件に掲げる文書、国や地方公共団体又は別表第二に掲げる者が作成した文書、別表第三の文書で所定のものが作成したものは、印紙税が課されませんし（印紙税法 5 条）、下記 (2) のように外国で作成される文書も印紙税は課されません。

- (2) 日本法人が外国法人と契約する場合

課税文書の作成が国外で行われる場合には印紙税は課されません。ここでいう「作成」は、契約書の場合、双方の署名（押印）がそろった場所が国内か国外かで判断されます。

例えば、日本法人が売買契約書を準備し、その代表者が署名した後に、当該契約書を郵送して、外国法人の代表者が署名するケースでは、当該外国法人が署名した国で「作成」されたといえるので、印紙税は課されません。この場合、日本法人は、印紙税に関するトラブルを防止するために、外国法人で署名された時期や作成場所を付記しておくべきです。

外国法人が先に署名した契約書を郵送し、受け取った日本法人が国内で署名するケースや、外国法人の署名者が来日して契約当事者双方が国内で署名するケースでは、国内で作成されたといえるため、印紙税が課されます。この場合、日本法人は自社の保存分と外国法人の保存分の契約書それぞれについて印紙税が課されます。

(3) 別表第一に記載されている文書

別表第一には文書の種類と印紙税額が記載されており、文書の種類は下記1～20号のとおりです。ここには、「〇〇に関する契約書」という名称で掲げられているものがありますが、契約書に限られるものではなく、契約証書、協定書、約定書その他名称のいかんを問わず、契約（予約を含む。）の成立、更改、契約内容の変更等を証すべき文書を含む広範な概念である点に注意を要します。また、念書等の当事者の一方のみが作成する文書や、当事者の全部又は一方の署名を欠く文書で当事者間の了解又は商慣習に基づいて契約の成立を証するものも含まれます。

- 1号：不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書  
地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書  
消費貸借に関する契約書  
運送に関する契約書
- 2号：請負に関する契約書
- 3号：約束手形又は為替手形のうち、一覽払いのもの、金融機関相互間のもの、外国通貨で金額を表示したもの、非居住者円表示のもの、円建銀行引受手形表示のもの
- 4号：株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券
- 5号：合併契約書又は吸収分割契約書もしくは新設分割計画書
- 6号：定款
- 7号：継続的取引の基本となる契約書
- 8号：預金証書、貯金証書
- 9号：倉荷証券、船荷証券、複合運送証券
- 10号：保険証券
- 11号：信用状
- 12号：信託行為に関する契約書
- 13号：債務の保証に関する契約書
- 14号：金銭又は有価証券の寄託に関する契約書
- 15号：債権譲渡又は債務引受けに関する契約書
- 16号：配当金領収書、配当金振込通知書
- 17号：売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書  
売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書
- 18号：預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険料通帳
- 19号：消費貸借通帳、請負通帳、有価証券の預り通帳、金銭の受取通帳などの通帳
- 20号：判取張

### 3. 知的財産に関連するもの

#### (1) 無体財産権に関する契約書

1号には「無体財産権に関する契約書」が含まれています。

「無体財産権」には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、商号、著作権が含まれます。これに対し、外国法に基づく特許権、実用新案権、意匠権、商標権や、特許を受ける権利等の設定登録前の権利は「無体財産権」に含まれません。

したがって、日本の「無体財産権」の譲渡を目的とする契約書は、原則として課税文書となります。また、特許権として登録された場合には譲渡することを内容とする条件付の契約書も課税対象となります。特許権の譲渡を予約するものだからです。

ただし、契約金額の記載のある契約書（「課税物件表の適用に関する通則」3イにより1号に該当することになるものを除く。）のうち、契約金額が1万円未満の場合は、非課税文書となります。

[課税物件表の適用に関する通則3イ]

1号又は2号に掲げる文書と3～17号に掲げる文書の両方に該当するものは、原則として1号又は2号に掲げる文書になります。

#### (2) 共同開発研究、秘密保持契約書等

共同開発研究、秘密保持契約書は、原則として非課税文書ですが、請負契約と判断される内容が含まれている場合は課税文書（2号）となります。

なお、いわゆるライセンス契約は、発明の実施や商標の使用の許諾を内容とするものであり、課税文書には該当しません。

#### (3) 業務委託契約書

7号は継続的取引の基本となる契約書を対象としています。

「継続的取引の基本となる契約書」とは、特定の相手方との間に継続的に生ずる取引の基本となるもののうち、政令で定めるものをいう」とされ、「政令」に委ねられた要件は印紙税法施行令26条が規定しています。

まず、契約期間の記載がある場合、契約期間が3月以内、かつ、更新の定めがない場合は、非課税文書となります。「継続的取引」ではないからです。

次に、業務委託契約書の内容が委任契約と判断されるものは、原則として非課税文書となります。「政令で定めるもの」の要件に該当しないためです。ただし、特定の条項が請負契約と判断される内容であれば課税文書（2号）となります。

以上